



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

「元号の変更」に便乗した詐欺

～キャッシュカードの変更申し込み～

【事例】

「全国銀行協会」をかたる封筒が自宅に届き「元号の改元による銀行法の改正について」と題する書類が入っていた。

「改元による銀行法の改正に伴い、すべての金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用に変更する手続きが必要。同封の『キャッシュカード変更申込書』に、取引銀行、口座番号、暗証番号を記載し、現在使用中のキャッシュカードとともに返送するように」と書かれている。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- ◆元号の変更に伴って、銀行協会を名乗り「銀行法が改正になり、キャッシュカードを不正防止のものに作り変えなければならない」として、現在使用中のカードをだまし取る詐欺です。
- ◆自宅まで受け取りに来るといった事例もありますので、絶対にキャッシュカードを渡してはいけません。
- ◆全国銀行協会や銀行員が暗証番号を尋ねることは一切ありません。
- ◆キャッシュカードを渡すと預金口座のお金をすべて引き出される恐れがあります。絶対に応じないようにしましょう。